

2022年04月5日号
厚生年金保険法、国民年金法改正

1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信 Vol.10

みなさま、おはようございます。
社会保険労務士法人桑原事務所の森野でございます。
本日は、厚生年金保険法・国民年金法改正についてご紹介します。

令和4年4月1日に厚生年金保険法、国民年金法が改正されました。
4月1日からの主な変更点は以下の通りです。

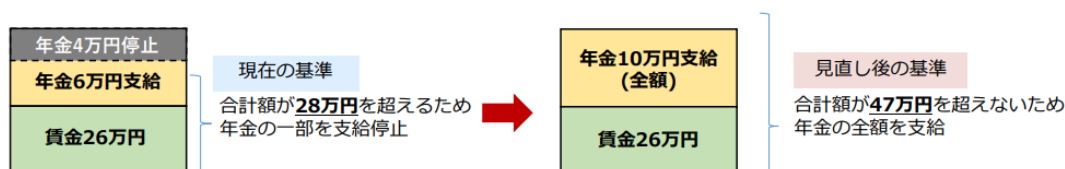
●年金の受給開始時期の選択肢の拡大

現在60歳～70歳となっている受給開始時期が、60歳～75歳に拡大されます。

●在職老齢年金制度の見直し

65歳未満の在職老齢年金制度について、年金の支給停止基準額が、28万円から47万円（令和3年度の基準額）に引き上げられます。

【例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合】



(日本年金機構 HP より抜粋)

●国民年金手帳廃止

年金手帳の新規発行が廃止され、令和4年4月1日以降新たに年金制度に加入する方等には「基礎年金番号決定通知書」が発行されます（※年金手帳は破棄せず、引き続き大切に保管すること）。4月1日以降、従業員の採用等により資格取得手続きを行う際は、マイナンバーによる届出があれば、年金手帳等による基礎年金番号の確認は不要になります。

参考リンク [「令和4年4月から年金制度が改正されました | 日本年金機構 \(nenkin.go.jp\)」](https://nenkin.go.jp/)

●最近多いお問合せ

Q: 毎年4月に、子ども・子育て拠出金率が改定されますが、今年度は？

A: 昨年度と同率の「1000分の3.6（0.36%）」です。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
